区分	重量	コンクリート等廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量（注2）	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度（注3）
廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の有無			
［略］			

注1　記載内容が共通のものについてはまとめて記載すること。

2　埋設しようとする全てのコンクリート等廃棄物に含まれる放射能量の総和又は埋設しようとするそれぞれのコンクリート等廃棄物に含まれる放射能量をベクレル単位（有効数字2桁）で記載すること。

3　［略］

備考　［略］

区分	重量	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量（注2）	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度（注3）
コンクリート等廃棄物の重量、当該廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量及び放射能濃度			
爆発性の物質の有無			
［同上］			

注1　放射性廃棄物の発生場所及び放射性廃棄物の種類が共通のものについてはまとめて記載すること。

2　ベクレル単位（有効数字2桁）で記載すること。

3　［同上］

備考　［同上］

別表第二　第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（適用範囲） **第一条**　この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（中深度処分に係るものを除く。）について適用する。 （定義） **第二条**　［略］ 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　「安全機能」とは、廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能であって、その機能の喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものをいう。 二　「安全機能を有する施設」とは、廃棄物埋設施設のうち、安全機能を有するものをいう。 （安全機能を有する施設の地盤） **第三条**　安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。 2　廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3　［略］	（適用範囲） **第一条**　この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（余裕深度処分に係るものを除く。）について適用する。 （定義） **第二条**　［同上］ ［項を加える。］ （廃棄物埋設施設の地盤） **第三条**　廃棄物埋設施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該廃棄物埋設施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。 2　廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全性が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 3　［同上］